復興庁
Reconstruction Agency
復興・創生　その先へ

記者発表資料
令和６年９月２７日
復　　興　　庁

福島再生加速化交付金（第６２回）の交付可能額通知について

「福島再生加速化交付金」について、本日、以下のとおり交付可能額を通知します。

① 帰還・移住等環境整備（第４８回）・・・・・・・・・・・・別添１

② 福島定住等緊急支援　【子ども元気復活交付金（第３１回）】
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・別添２

③ 福島定住等緊急支援　【地域魅力向上・発信支援事業（第１３回）】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・別添３

④ 水産業共同利用施設復興促進整備事業（第８回）・・・・・別添４

◆交付可能額について

福島県及び市町村等から提出された事業計画に対して行う交付可能額は以下のとおりです。

事業費　９，８２１百万円、国費　７，３１８百万円

うち、帰還・移住等環境整備
事業費　９，６２４百万円、国費　７，１９２百万円
うち、福島定住等緊急支援【子ども元気復活交付金】
事業費　２８百万円、国費　１４百万円
うち、福島定住等緊急支援【地域魅力向上・発信支援事業】
事業費　６３百万円、国費　３１百万円
うち、水産業共同利用施設復興促進整備事業
事業費　１０７百万円、国費　８０百万円

※計数は精査の結果、今後変動があり得ます。

福島再生加速化交付金

事業概要・目的

○　復興のステージが進むにつれて生じる新たな課題やニーズにきめ細かく対応する施策を支援し、福島の復興・再生を加速化する。

（参考）「第２期復興・創生期間」以降における東日本大震災からの復興の基本方針（令和６年３月19日）（抄）

　福島の復興・再生には中長期的な対応が必要であり、第２期復興・創生期間以降も引き続き国が前面に立って取り組む。こうした状況に鑑み、令和３年度からの当面10年間、復興のステージが進むにつれて生じる新たな課題や多様なニーズにきめ細かく対応しつつ、本格的な復興・再生に向けた取組を行う。

期待される効果

○　長期避難者の生活拠点整備、避難住民の帰還のための生活拠点整備等に加え、移住・定住の促進、交流人口・関係人口の拡大等に資する施策を一括して支援することにより、被災地域の復興・再生を加速することができる。

資金の流れ

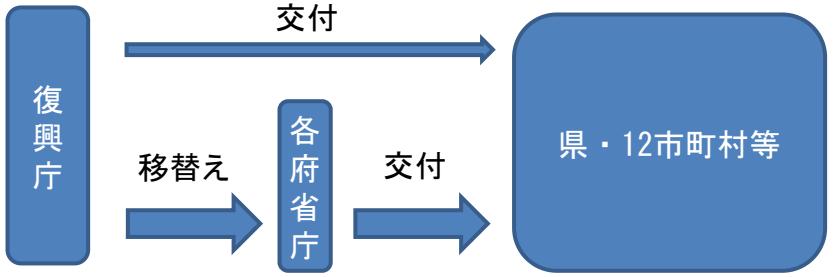

事業イメージ・具体例

（1）対象区域

　　避難指示を受けた12市町村等（各事業に応じて対象地域を設定）

（2）福島再生加速化交付金の主な事業内容

交付金の対象	主な事業内容
帰還・移住等環境整備	○　被災１２市町村への早期帰還・移住等の促進、地域の再生加速化 ・生活拠点等の整備（災害公営住宅、市街地の整備等） ・放射線への健康不安・健康管理対策等（個人線量の管理等） ・営農・商工業再開に向けた環境整備（農地・農業用施設、産業団地の整備等） ・新たな住民の移住等の促進に資する施策
長期避難者生活拠点形成	○長期避難者向けの公営住宅整備とコミュニティ支援 ・長期避難者の生活拠点の形成及び関連基盤整備等（復興公営住宅の整備や道路等インフラ整備等） ・復興公営住宅での生活支援（コミュニティ交流員の配置等）
福島定住等緊急支援	○子育て世帯が早期に帰還し安心して定住できる環境整備等 ・子どもの運動機会確保（遊具の更新、地域の運動施設の整備等） ・基幹事業と一体となって効果を増大するソフト施策（プレイリーダーの養成等） ○新たな放射性薬剤の研究開発、治療実現による県民の健康不安解消 ○市町村等の創意工夫による風評払拭に向けた取組を支援
既存ストック活用まちづくり支援	○既存ストック（空き地・空き家等）を活用したまちづくり支援 ・既存ストックの有効活用による公的施設等の整備 ・復興拠点６町村における既存ストック活用策を検討・協議するための官民連携プラットフォームの構築、社会実験の実施
浜通り地域等産業発展環境整備事業	○福島浜通り地域等における産業発展に向けた環境整備 ・福島イノベーション・コースト構想の推進に係る交流・関係人口拡大、取組の周知 ・新規の起業、創業に向けたハンズオン支援体制の構築に向けた支援
水産業共同利用施設復興促進整備事業	○本格的な水産業の復興に向け、被災した市町村等が所有する水産業共同利用施設等の整備に対して支援

（別添１）

記　者　発　表　資　料

令和６年９月２７日

復　　興　　庁

福島再生加速化交付金（第６２回）《帰還・移住等環境整備第４８回》の交付可能額通知について

「福島再生加速化交付金(帰還・移住等環境整備)」について、本日、以下のとおり交付可能額を通知します。

１．交付可能額

事業費：９，６２４百万円　国費７，１９２百万円

※福島県、１１市町村（２２事業）に対する交付可能額。市町村等別は別紙１のとおりです。

※計数は精査の結果、今後変動があり得ます。

２．主な交付対象事業（計数は事業費（(　)内は国費))

○福島復興再生拠点整備事業

・大熊町において、一団地の復興再生拠点の整備を行います。

《７，３８６百万円（５，５４０百万円）（１町１事業）》

○原子力災害被災地域産業団地等整備等支援事業

・富岡町等において、産業団地の整備を行います。

《７６９百万円（５７７百万円）（２町１村３事業）》

○水道施設整備事業

・浪江町において、水道施設の整備を行います。

《５５６百万円（３７１百万円）（１町１事業）》

○移住・定住促進事業

・川俣町において、新たな住民の移住･定住促進に資する施策を行います。

《３７百万円（２８百万円）（１町１事業）》

《別紙資料》
・別紙１：福島再生加速化交付金（第６２回）《帰還・移住等環境整備（第４８回)》市町村等別交付可能額
・別紙２：福島再生加速化交付金（第６２回）《帰還・移住等環境整備（第４８回)》市町村等別の主な事業
・別紙３：福島再生加速化交付金（第６２回）《帰還・移住等環境整備（第４８回)》交付可能額通知対象事業一覧
・別紙４：福島再生加速化交付金（帰還・移住等環境整備）の概要

本件連絡先：復興庁加速化交付金班
担当：北條
電話：０３－６３２８－０２５５
復興庁移住・生環加速班
担当：鳥居
電話：０３－６３２８－０２５２

【別紙1】

福島再生加速化交付金（第６２回）《帰還・移住等環境整備（第４８回）》市町村等別交付可能額

（単位：百万円）

県及び市町村名	事業費	交付可能額【国費】
南相馬市	４０９	３０７
川俣町	３７	２８
楢葉町	１７８	１３１
富岡町	５５８	４１９
川内村	２３	２３
大熊町	７，４０１	５，５５４
双葉町	４５	４５
浪江町	６０６	４０９
葛尾村	３	３
飯舘村	６５	４９
大玉村	６	６
福島県	２９３	２２０
計 （県、１１市町村）	９，６２４	７，１９２

注）計数は精査の結果、今後変動があり得ます。
　　端数処理により、合計と一致しない場合があり得ます。

【別紙2】

福島再生加速化交付金（第62回）≪帰還・移住等環境整備（第48回）≫
市町村等別の主な事業

※金額は、【事業費（うち、国費）】です。
※事業番号については、資料【別紙3】参照。

南相馬市

〇事業番号：42（農業基盤整備促進事業）
・農業基盤整備促進事業　北沢・放森地区（基金型）
【409百万円（307百万円）】

大熊町

〇事業番号：8（福島復興再生拠点整備事業）
・大熊町大野駅下野上地区復興拠点等整備事業
【7,386百万円（5,540百万円）】

川俣町

〇事業番号：49（移住・定住促進事業）
・移住者向け公営住宅整備事業　【37百万円（28百万円）】

浪江町

〇事業番号：20（水道施設整備事業）
・浪江町水道施設整備事業　【556百万円（371百万円）】

〇事業番号：43（被災地域農業復興総合支援事業）
・野菜等集出荷貯蔵施設等敷地造成事業　浪江町《新規》
【25百万円（20百万円）】

楢葉町

〇事業番号：46（原子力災害被災地域産業団地等整備等支援事業）
・波倉地区産業団地整備事業　【147百万円（110百万円）】

福島県

〇事業番号：40（農山村地域復興基盤総合整備事業）
・水利施設整備事業　請戸川地区《新規》【130百万円（98百万円）】

〇事業番号：43（被災地域農業復興総合支援事業）
・農業用機械施設等整備事業　南相馬市　【114百万円（86百万円）】
・野菜等集出荷貯蔵施設等整備事業　浪江町《新規》
【49百万円（37百万円）】

富岡町

〇事業番号：46（原子力災害被災地域産業団地等整備等支援事業）
・富岡第二産業団地（仮称）整備事業　小良ヶ浜地区（基金型）
【558百万円（419百万円）】

【別紙3】

福島再生加速化交付金（第62回）《帰還・移住等環境整備（第48回）》交付可能額通知対象事業一覧

事業番号	事　　業　　名
5	福島再生賃貸住宅整備事業
7	福島再生賃貸住宅用地取得造成事業
8	福島復興再生拠点整備事業
10	都市防災推進事業（都市防災総合推進事業）
17	埋蔵文化財発掘調査事業
20	水道施設整備事業
23	個人線量管理・線量低減活動支援事業
40	農山村地域復興基盤総合整備事業
42	農業基盤整備促進事業
43	被災地域農業復興総合支援事業（農業用施設整備等）
46	原子力災害被災地域産業団地等整備等支援事業
49	移住・定住促進事業

（※）各事業メニューの詳細については、復興庁HPをご参照下さい。
URL：https://www.reconstruction.go.jp/topics/main-cat1/sub-cat1-17/sub-cat1-17-1/20140314171345.html

福島再生加速化交付金
（帰還・移住等環境整備）

【別紙4】

事業概要

避難指示等を受けた12市町村等において、県・12市町村等が実施する、住民の帰還や新たな住民の移住・定住の促進を図るための環境を整備する事業（住民の生活拠点等の整備、健康管理・健康不安対策、営農・商工業再開に向けた環境整備、移住等の促進に資する施策）を支援する。

目的・期待される効果

避難指示等に伴い住民が避難したこと等により復興・再生に遅れが生じている地域に対して、それぞれの地域の復興・再生のための事業をそれぞれの地域が自主的・主体的に実施することを支援することにより、避難住民の早期帰還を促進するとともに、新たな住民の移住の促進や交流・関係人口の拡大など、新たな活力を呼び込むことで、地域の再生を加速化させる。

資金の流れ

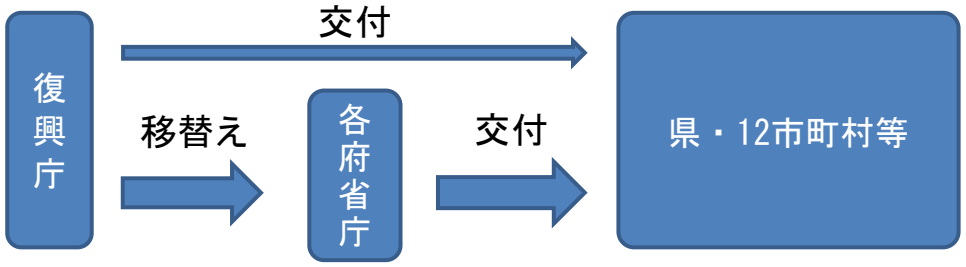

（注）県を通じた市町村への間接補助、市町村を通じた民間事業者への間接補助も一部あり

事業イメージ・具体例

（１）対象区域

避難指示を受けた12市町村等

（２）主な交付対象事業

① 生活拠点整備
災害公営住宅、再生賃貸住宅、道路、小中学校・幼稚園、市街地等の整備

② 生活環境向上対策
水道施設整備、井戸掘削等

③ 健康管理・健康不安対策
モニタリングポスト整備、個人線量管理、相談員配置

④ 社会福祉施設整備
介護施設、児童福祉施設、保育所等の整備

⑤ 農林水産業再開のための環境整備
農地・農業用施設、畜産施設、木質バイオマス施設等の整備

⑥ 商工業再開のための環境整備
産業団地、貸事業所等の整備

⑦ 移住等の促進
自治体支援事業、移住支援事業、起業支援事業

※ 別途、震災復興特別交付税による地方負担軽減措置あり

（別添２）

復興庁
Reconstruction Agency
復興・創生　その先へ

記　者　発　表　資　料
令和６年９月２７日
復　　興　　庁

福島再生加速化交付金（第６２回）《福島定住等緊急支援（子ども元気復活交付金）第３１回》の交付可能額通知について

「福島再生加速化交付金（福島定住等緊急支援（子ども元気復活交付金））」について、本日、以下のとおり交付可能額を通知します。

１．交付可能額

事業費：２８百万円　国費：１４百万円

※飯舘村（１事業）に対する交付可能額。市町村別は別紙１のとおりです。

※計数は精査の結果、今後変動があり得ます。

２．交付対象事業（計数は事業費（（　）内は国費））

〇遊具の更新

・飯舘村において、村有施設の遊具の更新を行います。

《２８百万円（１４百万円）（１村１事業）》

《別紙資料》

・別紙１：市町村別配分額と主な事業

・別紙２：子ども元気復活交付金 事業概要

・別紙３：子ども元気復活交付金 活用事例

本件連絡先
復興庁風評リスコミ・広報班
栗林、竹内
電　話：０３－６３２８－０２４８

【別紙1】

市町村別配分額と事業内容

（単位：百万円）

自治体名		配分額（国費）	遊具の更新	運動施設	公園	子育て定住支援賃貸住宅	事業内容について
1	飯舘村	14	○				飯舘村村有施設の遊具更新
合計		14	14	0	0	0	

※端数処理の関係で、合計額が一致しない場合があります。

【別紙2】

子ども元気復活交付金
（福島再生加速化交付金（福島定住等緊急支援））

事業概要・目的

○原発事故の影響により、子育て世帯を中心とした避難が続いており、人口の流出による地域活力の低下が懸念されている。

○子育て世帯の帰還・定住に向けては、子どもたちが運動する機会の確保など、地域において子どもが育つ環境の整備が必要な状況にある。

○そのため、子どもの運動機会の確保のための施設整備や公的な賃貸住宅の整備等を緊急的に支援することにより、子育て世帯が早期に帰還し、安心して定住できる環境を整え、地域の復興・再生を促進する。

資金の流れ

期待される効果

○避難している子育て世帯の帰還を支援するため、子どもの運動施設の整備や住宅の供給を行うことにより、事業対象地域における帰還・定住環境の整備が進み、地域の活性化、さらにはその復興・再生が加速することが期待される。

事業イメージ・具体例

（１）対象区域

原発事故の影響により人口が流出し、地域の復興に支障が生じていると認められる地域

（２）事業メニュー

①基幹事業

【運動機会の確保に係る事業】
- 遊具の更新
- 地域スポーツ施設、水泳プール等の整備
- 都市公園における施設整備

【住環境の整備のための事業】
- 公的な賃貸住宅（子育て定住支援賃貸住宅）の建設、家賃の低廉化

②効果促進事業

基幹事業と一体となって効果を増大するソフト施策等の事業（基幹事業の25%を上限とする）
- 子どもの運動や遊びの支援（プレイリーダー養成等）
- 子育て定住支援賃貸住宅の駐車場整備　等

（３）交付率

運動機会の確保に係る事業	1/2
子育て定住支援賃貸住宅の建設	2/3
子育て定住支援賃貸住宅の家賃の低廉化	45/100
効果促進事業	1/2

※別途、震災復興特別交付税による地方負担軽減措置あり

（参考）子ども元気復活交付金　活用事例

【別紙3】

○子ども元気復活交付金の活用により、遊具の更新や運動施設の整備、公的賃貸住宅の整備等が行われ、子育て世帯が早期に帰還し、安心して定住できる環境の整備が図られています。

○特に運動施設については、ハード整備にあわせて、子どもたちの運動する力を引き出すソフト事業も取り組まれています。

遊具の更新を通じた子育て世帯の帰還促進

広野町では、公園の遊具の更新（H26.9）を行い、子どもたちが安心して遊べる環境を整備することにより、子育て世帯の帰還促進を図っています。

更新した遊具で遊ぶ子どもたち

ハード・ソフト一体となった運動機会の確保

本宮市では、運動施設のリニューアル（H25.7）や屋外の遊び場の整備（H26.12)を行うとともに、生き生きと遊ぶ力をより一層引き出す「プレイリーダー」の養成により、子どもたちの運動や遊びの機会の創出を図っています。

にぎわう屋外遊び場

プレイリーダーの養成風景

子育て定住支援賃貸住宅の整備

福島市では、子育て定住支援賃貸住宅20戸を整備（H27.3）し、避難している子育て世帯の早期帰還を図っています。

子育て定住支援賃貸住宅

参考｜これまでの採択実績

計30回の配分により以下の事業を採択しています。

○遊具の更新643か所
○運動施設の整備61か所
（屋内運動施設30施設、屋外運動施設34施設）
○運動施設整備と一体的に行うプレイリーダー養成等のソフト事業(9市町村)
○子育て定住支援賃貸住宅の整備(20戸)及び家賃低廉化

子ども元気復活交付金の概要や整備事例を以下のHPに掲載中

http://www.reconstruction.go.jp/topics/20140411163951.html

（別添３）

復興庁
Reconstruction Agency
復興・創生　その先へ

記　者　発　表　資　料
令和６年９月２７日
復　　興　　庁

福島再生加速化交付金（第６２回）《福島定住等緊急支援【地域魅力向上・発信支援事業】（地域情報発信交付金）　第１３回》の交付可能額通知について

「福島再生加速化交付金（福島定住等緊急支援【地域魅力向上・発信支援事業】）（地域情報発信交付金）」について、本日、以下のとおり交付可能額を通知します。

１．交付可能額

事業費：６３百万円　国費：３１百万円

※６市町村（６事業）に対する交付可能額。市町村別は別紙１のとおりです。

※計数は精査の結果、今後変動があり得ます。

２．交付対象事業（計数は事業費（（　）内は国費））

〇地域の魅力向上・発信事業

情報発信事業

・双葉町等において、体験等企画実施、情報発信コンテンツ作成及びポータルサイト構築の取組を実施します。

《６３百万円（３１百万円）（６市町村６事業）》

《別紙資料》

・別紙１：福島再生加速化交付金第６２回≪福島定住等緊急支援【地域魅力向上・発信支援事業第１３回≫交付可能額
・別紙２：地域情報発信交付金　第１３回事業概要
・別紙３：地域情報発信交付金の概要

本件連絡先　風評リスコミ・広報班　　担当：栗林、竹内、中原
電　話：０３－６３２８－０２４８

【別紙１】

福島再生加速化交付金第６２回≪福島定住等緊急支援
【地域魅力向上・発信支援事業】第１３回≫市町村等別交付可能額

（単位：百万円）

県及び市町村名	事業費	交付可能額【国費】
相馬市	0	0
天栄村	6	3
西郷村	12	6
平田村	8	4
富岡町	1	1
双葉町	35	17
合計	63	31

注）計数は精査の結果、今後変動があり得ます。
端数処理により、合計と一致しない場合があり得ます。

【別紙2】

地域情報発信交付金　第１３回事業概要

福島再生加速化交付金（福島定住等緊急支援【地域魅力向上・発信支援事業】）

復興庁 Reconstruction Agency
復興・創生　その先へ

○ 地元産品や観光名所といった地域の魅力を発信するイベント等、福島の各自治体が企画・実施する風評払拭に向けた取組を支援。
○ 第13回事業では、6市町村の6事業(事業費約63百万円(国費約31百万円))について、交付可能額を通知。

A　地域の魅力向上・発信事業

情報発信事業

○双葉町新規人材交流促進のための情報発信等事業　【双葉町】

双葉町の食材や郷土料理を食事・購入ができるショップ、双葉町の未来を考えるシンポジウムを組み合わせた、新たなイベントを開催する。
また、アーティスト等のメッセンジャーを双葉町に招集し、双葉町でのインスピレーションを元に作成した作品をメディア・SNS等を通じて発信する。

双葉町の現状や双葉町で活躍するプレイヤー、双葉町の伝統文化に触れてもらうため、震災や原発事故、まちづくりに関心のある20~40代若手社会人に向けた個人向けツアーを開催する。
また、双葉町を舞台とした新たなイノベーションの創出、コミットメントを引き出すため、双葉町で何かを始めたい人と協力をしたいサポーターとをマッチングするプラットフォームを作る。

ⅱ)体験等企画実施
ⅲ)情報発信コンテンツ作成
ⅳ)ポータルサイト構築

○平田村地域情報発信事業　【平田村】

都内において村の県外観光客の一番多い「芝桜まつり」「あじさいまつり」の効果的な情報発信を行うため、デジタルサイネージやSNSにてドローンによる空撮映像と通常撮影の写真を組み合わせた映像コンテンツの発信を首都圏の主要駅等で行う。
また、都内から比較的近距離で登山初心者向けである蓬田岳のツアーイベントを実施する。昼食時に村内で収穫された農産物での食事を提供し、県内の食の安全をＰＲするとともに、継続して農産物を購入してもらえるようＰＲを図る。

ⅱ)体験等企画実施
ⅲ)情報発信コンテンツ作成

○天栄村の魅力・情報発信事業　【天栄村】

村の農産物への原発事故の影響が無いことを正しく伝えるためのポータルサイトを構築し、天栄村の農産物や特産品の特徴や美味しさ、安全性とともに、村の魅力をPRする。また、サイト内で商品購入が可能となる機能を持たせ、消費行動の促進を図る。

ⅳ)ポータルサイト構築

復興庁
Reconstruction Agency
復興・創生　その先へ

地域情報発信交付金

福島再生加速化交付金（福島定住等緊急支援【地域魅力向上・発信支援事業】）

目的・事業概要

○福島県の本格的な復興・創生に向けては、今もなお続く風評を払拭することが重要であり、特に、「ALPS処理水の処分に関する基本方針」が決定された中で、処理水にかかる風評を抑止する必要がある。

○そのためには、国内外に向けて国による科学的根拠に基づく正しい情報の発信に加え、市町村等自らが継続的に地域の取組・魅力等を発信し続けていくことが効果的である。

○ 風評の影響は地域によって様々であり、また地域の復興の進捗状況や情報発信体制にも差があるところ。それらを踏まえ、市町村等が自らの創意工夫によって必要な取組を企画・実施することが重要。

○このため、市町村等が自らの創意工夫によって地域の復興・創生に向けた取組や食品等の安全性等について理解を深めるための情報発信やイベントの実施等を継続的に取り組む環境整備について支援し、継続的に発信できる基盤を整えるとともに風評の払拭を図る。

期待される効果

○地域の魅力等の情報発信を持続的に実施できる体制づくり及び福島県産品等への風評払拭を促進することにより、福島の復興・再生を加速することが期待される。

資金の流れ

復興庁 → 各市町村
県

事業イメージ

（１）対象自治体

福島県内の全市町村（59市町村）及び福島県

（２）事業メニュー

Ａ　地域の魅力向上・発信事業

①【情報発信事業】

ｉ）風評動向調査、ⅱ）体験等企画実施、

ⅲ）情報発信コンテンツ作成、ⅳ）ポータルサイト構築

②【人材活用事業】

ｉ）企画立案のための外部人材の活用、

ⅱ）地域の語り部の育成

Ｂ　関連施設の改修

地域の魅力向上・発信事業と一体的に行うための関連施設の改修

（３）交付率　1/2※

※ただし、交付限度額と比較していずれか低い額

（別途、震災復興特別交付税による地方負担軽減措置あり）

（別添４）

記　者　発　表　資　料

令和６年９月２７日

復　　興　　庁

福島再生加速化交付金（第６２回）《水産業共同利用施設復興促進整備事業（第８回）》の交付可能額通知について

「福島再生加速化交付金（水産業共同利用施設復興促進整備事業）」について、本日、以下のとおり交付可能額を通知します。

１．交付可能額

事業費：１０７百万円　国費：８０百万円

※１町（１事業）に対する交付可能額。市町村等別は別紙１のとおりです。

※計数は精査の結果、今後変動があり得ます。

２．交付対象事業（計数は事業費（（　）内は国費））

浪江町において、さけふ化採捕施設等の整備を行います。

《１０７百万円（８０百万円）（１事業）》

《別紙資料》

・別紙１：福島再生加速化交付金（第６２回）《水産業共同利用施設復興促進整備事業（第８回）》市町村等別交付可能額

・別紙２：福島再生加速化交付金の概要

本件連絡先：復興庁　農林水産・営農再開支援班

担当：北川、原

電話：０３-６３２８-１１１１（内線３０９６、３１４８）

【別紙1】

福島再生加速化交付金（第６２回）
《水産業共同利用施設復興促進整備事業（第８回）》
市町村等別交付可能額

（単位：百万円）

市町村名	事業費	交付可能額【国費】
浪 江 町	１０７	８０
計	１０７	８０

注）計数は精査の結果、今後変動があり得ます。
　　端数処理により、合計と一致しない場合があり得ます。

【別紙2】

福島再生加速化交付金
（水産業共同利用施設復興促進整備事業）

令和６年度当初予算額　17.2億円【復興】
（令和５年度当初予算額　18.0億円）

事業概要・目的

○福島県の漁業は、原発事故による原子力災害の影響により、長らく出荷制限が続き、震災前の状況より大きく低迷しているところ。

○本格的な水産業の復興に向け、原子力災害の影響を受けている地域において実施する水産業共同利用施設等の整備に対する支援を行っていく必要がある。

資金の流れ

復興庁 → 予算の移替え → 農水省 → 県・各市町村

期待される効果

○福島県の漁業・水産業を支援するため、荷さばき施設、水産加工処理施設等の整備を行うことにより、事業対象地域に漁業・水産業の体制整備が進み、漁業者等の再建が加速することが期待される。

事業イメージ・具体例

（１）補助対象
① 水産加工流通施設の衛生機能の高度化等を図る施設の整備
② 種苗生産機能の効率化・高度化等を図る施設の整備
（２）対象地域：福島県の原災被災12市町村及び沿海市町村
（３）交付団体：福島県又は市町村
（４）事業実施主体：福島県、市町村、民間団体
（５）基本国費率等
（地方公共団体）国：1/2、地方公共団体：1/2
（民間団体）国：1/2、地方公共団体3/8、民間団体：1/8
※別途、地方負担軽減措置あり

荷さばき施設

作業保管施設

水産加工処理施設

さけ・ます種苗生産施設